

令和8年 5月 27日

入札説明書

工事名称：(仮称) かんだこども園改築工事

発注者 社会福祉法人中野社会福祉協会
岡山県倉敷市藤戸町天城2065番地1
理事長 中野 史明

設計者 株式会社キムラデザイン
岡山市北区野田4丁目12番11号 ボヌール101
代表取締役 高島 永二

1. 工事名称 (仮称) かんだこども園改築工事
2. 工事場所 岡山県都窪郡早島町早島4849-1
3. 工期 令和8年 7月 15日 ~ 令和9年 2月 17日
4. 入札日時 令和8年 6月 29日 (月) 10:00~
5. 入札場所 社会福祉法人中野社会福祉協会 2階会議室
岡山県倉敷市藤戸町天城2065番地1
6. 入札方式及び
入札の心得 事後審査型制限付き一般競争入札による
- (1) 入札の基本事項
- ①この入札は、早島町一般競走入札(条件付) 試行要領に準じて行う。
 - ②入札者は、設計図書を熟覧のうえ、適正な積算を行い入札に臨まなければならない。
 - ③入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。
 - ④指定の入札開始時間経過後の入札の参加は原則として認めない。
 - ⑤入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。
 - ⑥入札に際して、不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することがある。
 - ⑦談合情報があった場合には、岡山県談合情報対応マニュアルに準じて対応し公正取引委員会へ報告し、参加資格停止、入札の無効とすることがある。
- (2) 入札の回数及び落札予定候補者の決定
- ①入札回数は2回までとする。
又、同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじ引で落札予定候補者を決定する。
 - ②最低制限価格を設ける。
適正な価格で入札に臨む様心掛けること。
- (3) 入札書
- ①各社の様式による入札書に必要な事項を記入して記名押印し、入札者又はその代理人自ら提出しなければならない。
 - ②入札書の文字の訂正、抹消の箇所には押印をしなければならない。
ただし、総金額の訂正は認めない。
 - ③落札予定候補者には、工事費内訳書の提出を求める。
- (4) 入札の辞退
- ①入札参加者は、いつでも自由に入札を辞退する事ができる。
 - ②入札を辞退するときは、事前にその旨を記した入札辞退届を提出しな

なければならない。入札辞退届は各社様式とし、原本を提出すること。

③入札書を提出した後の辞退は、認められない。

(5) 落札予定候補者の決定

①本入札は、事後審査であるため、入札により落札予定候補者を決定する。

②資格確認書類により、資格確認を行った結果、資格要件を満たしている者が落札者となる。

(6) 落札予定候補者の公表

①入札の結果は、落札予定業者名、金額等を入札会場で公表しこれに替える。

(7) 落札者の効力等

①契約書は、当社会福祉法人の理事会の承認議決を得た日に契約の効力を有するものとする。

②落札者は、契約書の案を1部作成し、すみやかにこれを提出しなければならない。

③落札者が定める期日に契約書を提出しないとき、また、落札後、入札資格に欠けたことを発見したときは、落札の効力を失う。

(8) 入札保証金 免除

7. 工事金の支払い

(1) 着手時 10%

(2) 中間金 40% (令和8年度 民間保育所施設整備費補助金受領以降)

(3) 引渡時 50% (令和9年度 民間保育所施設整備費補助金受領以降)

8. 設計図優先順位

(1) 入札説明書 (質疑回答書を含む)

(2) 特記仕様書

(3) 設計図書

(4) 公共建築工事標準仕様書等 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修最新版)

9. 設計図書の質疑

設計図書の質疑は文書を以って提出し、回答を得ること。(メールにて受付)尚、入札参加希望者以外からの直接質疑には応じない。

(1) 入札物件の説明等

入札者は、設計図書及び現場等を縦覧のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、質問書にて説明を求めること。

(2) 異議の申立て

入札をした者は、入札後にすべての事について不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 工事中の軽微な変更(納まりなど)については、金額の設計変更を行わない。

(4) 工事途中の設計変更については設計書で変更処理し、入札率を乗じて請負業者の変更金額とする。

(5) 工期の延長に伴う単価見直しは、原則行わない。但し、施工者責任以外

いて破損することのないよう配慮し、万一損傷を与えた場合には、請負者負担により誠意をもって速やかに復旧し、問題解決を図ること。

14. その他

- (1) 仮設計画は請負業者の責任において十分に検討し、施工計画を作成して監督員の承認を受け施工すること。
- (2) 工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地等の使用手続き一切は、請負者の責任・負担で行うこと。
- (3) 災害その他による損害補償
地震による不可抗力と認められた場合（予測不可能な）に限り協議により決定するものとし、それ以外の台風、突風、洪水、冷害及び火災による災害は一切請負者の責任により処置するものとする。
- (4) 第三者との利害関係
工事着工後において、場内外を問わず第三者と利害に関する問題を生じた場合には請負者の責任により処置するものとする。